

本 宿

No. 3

校 長 宮崎 貴仁



令和7年4月18日

少人数算数科の学習指導について

本校では、今年度も算数科の少人数学習集団による指導（少人数指導）を3～6学年で実施しています。ここに改めて、その詳細についてご説明いたします。

1 少人数学習集団による指導（少人数指導）とは、次のような指導法です。

学級数を超える少人数の学習集団を弾力的に編成し、複数の教員が、組織的に指導計画・学習指導案の作成、教材・教具の収集・開発、評価活動等を行い、指導する方法です。

2 少人数指導の導入によって、次のような効果が期待されます。

一人一人の児童への指導と評価の機会が増え、個々の資質や能力に応じた指導をきめ細かに行うことができます。

基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導ができます。

一人一人の児童の思いや考えを大切にし、学習への意欲を高めることができます。

3 実施学年・教科・担当・人数は、次のとおりです。

第3学年	算数科	学級担任2名＋少人数担当1名＝3名
第4学年	算数科	学級担任2名＋少人数担当1名＝3名
第5学年	算数科	学級担任3名＋少人数担当1名＝4名
第6学年	算数科	学級担任3名＋少人数担当1名＝4名

4 実施方法は次のとおりです。

(1) 指導形態

算数科（第3～6学年）

学習内容や学年の実態に応じて、最初から習熟度別授業を行います。



- ・じっくりコース・・・基礎的・基本的な内容を指導して、必要に応じて既習事項の復習を行った上で、学習内容の定着を図ります。
- ・しっかりコース・・・教科書を基本とし、学習内容の習熟を図ります。
- ・どんどんコース・・・練習問題で学習内容の習熟を図ったり、応用問題で学習内容の発展を図ったりします。

(※指導者が4名体制の第5学年・第6学年は、単元の内容やコースの希望人数により、いずれかのコースを2編成にします。)

(2) 習熟度別グループ編成

- ① 習熟度別グループ編成を行う際は、児童が準備テストの結果やそれまでの自分の学習を振り返り、原則としてコースを自己選択するようにします。
- ② 児童がコースを自己選択する際には、各コースの学習内容について、準備テスト等で説明を行います。
- ③ 人数調整が必要な場合は、希望通りでないコースに変更する場合があります。
- ④ 児童がコースを選択する際には、必要に応じて、学級担任等が支援を行います。
- ⑤ 学級担任と少人数担当は、相談の上、各コースの指導を交代します。

(3) 授業場所

- ① 少人数指導は、各教室と4階少人数教室において行います。
- ② 原則として学級担任は教室で、少人数担当は4階少人数教室で授業を行います。

(4) 指導計画

第3～6学年の算数科では、年間を通じて学習全体を原則として少人数指導で行います。ただし、第3・4学年での「そろばん」の学習については各学級で行います。

5 その他

本校では、少人数指導においてよりよい学習指導を行うために、職員会議・少人数指導委員会等で協議を重ねています。今後も継続的な検証を行い、指導法の一層の改善を図っていきたいと考えています。

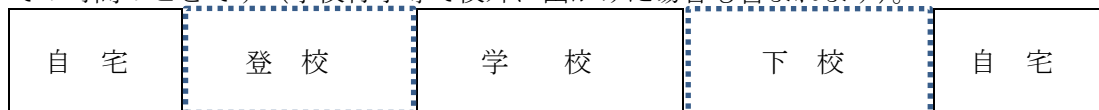
保護者の皆様には、以上の趣旨をご理解いただき、児童への励まし等、ご協力をいただけると幸いです。また、ご意見、ご質問等がございましたら、少人数担当や学級担任までお寄せください。今年度もよろしくお願いいたします。

●学校での児童のけがにかかわる医療費等について

学校管理下で児童がけがをして医療機関で受診した場合、スポーツ振興センターに申請することで、医療費の自己負担分(医療費総額の3割)とお見舞い金(医療費総額の1割)が給付されます。毎年4月当初に、日の出町教育委員会が文書を配布・説明しているところですが、仕組みが多少複雑ですので、ここに改めて示させていただきます。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【1 学校の管理下とは】

学校の管理下とは、児童が朝、登校するために自宅を出てから、下校して帰宅するまでの時間のことです(学校行事等で校外に出かけた場合も含まれます)。



この間が学校の管理下となります。

【2 学校の管理下のけがにかかわる医療費等の扱い】

(1) 学校の管理下におけるけがの場合、学校を通じて申請することにより、日本スポーツ振興センターより給付金が支給されますので、日の出町の子ども医療証は使用しないでください。

(2) 日の出町子ども医療証を使用した場合、スポーツ振興センターに申請するかどうかは、保護者のご判断になります。申請する場合、その後の扱いが以下になります。

・医療機関の窓口で、一旦、医療費の自己負担分をお支払いいただきます。
(保険証を使用し3割分をお支払いください。)

・学校からお渡しする書類を、医療機関に提出し、必要事項を記入・返却してもらい、学校に提出していただきます。

・学校からお渡しする書類を、医療機関に提出し、必要事項を記入・返却してもらい、学校に提出していただきます。

・学校が、スポーツ振興センターに給付金の申請を行います。

・学校が、スポーツ振興センターに給付金の申請を行います。

・後日、保護者の口座に給付金が振り込まれます。

・後日、保護者の口座に給付金が振り込まれます。
★給付金は、医療費の自己負担分(医療費総額の3割)とお見舞い金(総額の1割)です。

★給付金は、お見舞い金(医療費総額の1割)のみとなります。

★医療費の保険点数が500点未満の場合は給付金は支給されません。

★医療費の保険点数が500点未満の場合は、給付金は支給されません。
→その場合は、医療機関の領収書を日の出町役場の医療証担当課に提出すれば自己負担分が支給されます。

尚、保護者の皆様から給付金関係書類の提出がない場合は、スポーツ振興センターへの申請を行うことができません。以上、ご不明な点がありましたら本校養護教諭までお問い合わせください。

●大規模地震発生時などの児童引き渡しについて

本校では、大規模地震が発生した場合など、以下のように対応することになります。保護者の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

① 東海地震の警戒宣言が出た場合

② 東京都多摩地区において震度5強以上の地震が発生した場合



★児童は下校させず、保護者または事前に届けられている引取人のお迎えを待ちます。

- ・東京都多摩地区というのは、東京都の23区と島嶼を除く市町村の地域です。
- ・上記の①②の場合、電話やメールなどの連絡ができなくなることが予想されます。学校からの連絡がなくても、お子さんを引き取りに来てください。

※今年度の引き渡し訓練は、5月2日（金）の14時～になります。

●自転車の安全な乗り方について

本校では、これまでも児童に対し、交通安全教室や日常での生活指導等、自転車の安全な乗り方に関する安全指導を繰り返し行ってきました。新学期が始まって間もないこの時期は交通事故が起きやすいので、ご家庭におかれましても、特に、以下の点についてご指導ください。また、自転車走行時のヘルメット着用についても、ご協力いただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

- ① 飛び出さない。
- ② 暗くなったら、必ずライトをつける。
- ③ 2人乗りをしない。
- ④ 自転車と並んで走ることはしない。
- ⑤ 歩いている人にぶつかったり、じゃまになったりしないよう気を付ける。
- ⑥ スピードを出し過ぎない。歩道ですぐに止まれるゆっくりした速さで走る。
- ⑦ 歩道から車道に出るところでは、必ず一旦止まる。
- ⑧ ヘルメットを被って乗る。
- ⑨ 自分の体の大きさに合った自転車に乗る。

なお、今年度の五日市警察署の方々による交通安全教室は、1・2年生が4月15日（火）、3・4・5年生は4月22日（火）、6年生は23日（水）に予定しています。

